

大口町内事業者休業時支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の事業者が疾病等の事由により、事業所又は店舗を休業する等、事業活動の停止を余儀なくされた場合に、補助金を交付することにより、事業者の負担を軽減し、及び安心して事業活動を営むことに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利を目的として継続的に町内で事業を営む法人又は町内に住所を有する個人事業主をいう。
- (2) 従業員 従前からその事業所又は店舗に常時従事する者をいう。
- (3) 常用雇用者数 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく解雇の予告を必要とする者の数をいう。
- (4) 疾病等 医師の診断が伴う疾病若しくは心身の故障又は検査若しくは外出自粛を余儀なくされる状況（新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者に該当する場合を含む）をいう。

(補助金の交付要件)

第3条 町長は、事業者又は一定数の従業員の疾病等により、連続して3日以上（定休日を除く）、事業活動の停止を余儀なくされた場合（法人においては町内の事業所に限る。）かつ、次条の補助対象者に限り、補助金を交付する。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、常用雇用者数が20人以下の事業者で、事業活動を停止した事由が消滅した後に事業活動を再開する意志を有し、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 大口町内に主たる事業所を有し、事業活動による収入が計上されている法人
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する個人事業主

ア 事業活動による収入が、生計を維持するための主たる収入であること。

イ 事業活動による収入が、所得税法（昭和40年法律第33号）第27条第1項に規定する事業所得及び同法第35条第2項第2号に規定する雑所得の算定の基になる収入であること。ただし、申告分離課税制度の対象となる収入は除く。

2 前項に掲げる補助対象者のうち、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象としない。

(1) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有している者であるとき。

(2) 交付申請日又は交付決定日若しくは確定報告日において、倒産又は廃業しているとき。

（補助金額）

第5条 補助金額は、事業活動を停止した日、1日につき10,000円とする。

ただし、補助金の交付は250,000円を上限とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「交付申請者」という。）は、事業活動の停止を余儀なくされた事由が消滅した日又は補助金額が上限に達した日のいずれか早い方の翌日から起算して2週間以内に、大口町内事業者休業時支援補助金交付申請書（請求書）（様式第1）に、次に定める必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 申請（請求）額算定表（様式第2）

(2) 誓約書（様式第3）

(3) 事業活動を行っていることが分かる書類

(4) 事業活動を停止したことが分かる書類

(5) 振込先口座が分かる書類

(6) 前各号に掲げる書類のほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、交付申請者は、医師の診断等により、長期に亘り事業活動の停止が見込まれるときは、その事由が消滅する日前に申請をすることがで

きる。

3 交付申請は、一事業者あたり同一年度内で1回限りとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、大口町内事業者休業時支援補助金交付決定通知書（様式第4）により、不交付の決定をしたときは大口町内事業者休業時支援補助金不交付決定通知書（様式第5）により、交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により交付決定した場合は、補助金を交付する。

2 町長は、第6条第2項の規定により、事業活動の停止を余儀なくされた事由が消滅する日前に申請があったときは、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの申出により概算払することができる。

(精算)

第9条 前条の規定により概算払を受けた交付決定者は、事業活動の停止を余儀なくされた事由が消滅した日又は補助金額が上限に達した日のいずれか早い方の翌日から起算して2週間以内に、大口町内事業者休業時支援補助金確定報告書・追加交付請求書（様式第6）により、確定した事業活動を停止した日数を、次に定める必要な書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 申請（請求）額算定表（様式第2）

(2) 事業活動を停止したことが分かる書類

2 町長は、前項の報告があったときは、速やかに内容を審査し、大口町内事業者休業時支援補助金額確定決定通知書（様式第7）により、補助金額を確定するとともに、既に交付した補助金額に不足があるときは追加交付し、余剰があるときは余剰金額の返還を命じる。

3 交付決定者は、前項の返還の通知を受けたときは、速やかに返還するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、大口町内事業者休業時支援補助金交付決定取消通知書(様式第8)により、補助金の交付決定の全部を取消し、交付した補助金の全額の返還を命ずるものとする。

- (1) 交付決定者が交付申請時に誓約した内容に違反したと認められるとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の通知において付された条件に違反したとき。

(報告)

第11条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に必要な報告を求めることができる。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則 (令和4年12月23日 大口町告示第109号)

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

年 月 日

大口町長 様

大口町内事業者休業時支援補助金交付申請書 (請求書)

大口町内事業者休業時支援補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

フリガナ			
名称 (屋号)			
フリガナ (氏名のみ)			
代表者 (職・氏名)	(職)	(氏名)	Ⓜ
所在地 (住所)	〒 連絡先電話番号 ()		

2 申請 (請求) する金額

申請 (請求) 金額	円
------------	---

※申請 (請求) 金額は、申請 (請求) 額算定表 (様式第2) により算定した金額を記入してください。

3 振込先口座

金融機関コード ・名称									<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合
支店コード ・名称									<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所
種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号							
口座名義			フリガナ						

※振込先口座は、申請者と同一名義の口座としてください。ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・預金種別・口座番号 (通帳見開き下部に記載の7桁の番号) を記入してください。

※この申請書は、交付決定した後は、補助金の請求書として取り扱います。

4 常用雇用者数

常用雇用者数	人
--------	---

※常用雇用者数は、労働基準法第20条の規定に基づく解雇の予告を必要とする者の数を記入してください。

5 事業活動を停止した期間

期間	年 月 日～ 年 月 日	日間
----	--------------	----

※日数は、申請（請求）額算定表（様式第2）により求めた事業活動を停止した日数を記入してください。

6 事業活動の停止を余儀なくされた事由

事由		
事業所又は店舗を有する場合は、事業活動を停止した事業所又は店舗の名称	名称	
	所在地	

7 概算払希望の有無

希望の有無	有 ・ 無
理由	

※長期に亘り事業活動を停止する見込みがあり、停止した事由が消滅する前に補助金の概算払を希望する場合は、希望する理由及び根拠となる資料を添付してください。

（添付書類）

- ①申請（請求）額算定表（様式第2）
- ②誓約書（様式第3）
- ③事業活動を行っていることが分かる書類
- ④事業活動を停止したことが分かる書類
- ⑤振込先口座が分かる書類
- ⑥その他町長が必要と認める書類

申請（請求）額算定表

名称（屋号）	
--------	--

■記入方法

記入欄に、事業活動を停止した日は「○」を、定休日は「×」を記入してください。
 ※補助対象は、連続して事業活動を停止した日（定休日を除く）が対象となります。

日付	記入欄	日付	記入欄
年 月 日（ ）		年 月 日（ ）	
年 月 日（ ）		年 月 日（ ）	
年 月 日（ ）		年 月 日（ ）	
年 月 日（ ）		年 月 日（ ）	
年 月 日（ ）		年 月 日（ ）	
年 月 日（ ）		年 月 日（ ）	
年 月 日（ ）		年 月 日（ ）	
年 月 日（ ）		年 月 日（ ）	
年 月 日（ ）		年 月 日（ ）	
年 月 日（ ）		年 月 日（ ）	
年 月 日（ ）		年 月 日（ ）	
年 月 日（ ）		年 月 日（ ）	
年 月 日（ ）		年 月 日（ ）	
年 月 日（ ）		年 月 日（ ）	
年 月 日（ ）		年 月 日（ ）	
年 月 日（ ）		年 月 日（ ）	
年 月 日（ ）		年 月 日（ ）	

事業活動を停止した日	(合計)	日
定休日	(合計)	日
補助金額		円

様式第3（第6条関係）

大口町内事業者休業時支援補助金誓約書

私（法人・団体）は、大口町内事業者休業時支援補助金（以下「補助金」という。）の申請にあたり、以下のことを誓約します。

- ・申請書の内容に虚偽や不正はありません。なお、申請書の内容に虚偽や不正があった場合等、交付要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の申請を取り下げます。また、補助金交付後に発覚した場合は、補助金を返還します。
- ・補助金の申請に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。
- ・概算払を受けた場合に、補助金に返還金が生じたときは、速やかに補助金を返還します。
- ・町長が必要と認めた場合には、納税者情報・納税状況を確認し、申請内容に虚偽や不正が無いか確認することに同意します。
- ・申請内容の証拠書類を保存するとともに、大口町から申請内容に関する検査・報告・証拠書類の提出の求めがあった場合には、これに応じ、協力します。
- ・交付申請日時点で倒産・廃業していません。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、密接な関係も有さず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団及び暴力団員が経営に事実上参画していません。
- ・町長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。

大口町長 様

年 月 日

所在地（住所）

名称（屋号）

代表者（職・氏名）

印

様式第4（第7条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

大口町長



大口町内事業者休業時支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました大口町内事業者休業時支援補助金につきましては、審査の結果、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額
金 円

様式第5（第7条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

大口町長



大口町内事業者休業時支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました大口町内事業者休業時支援補助金につきましては、審査の結果、下記のとおり不交付と決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由

様式第6（第9条関係）

大口町内事業者休業時支援補助金確定報告書・追加交付請求書

年 月 日

大口町長 様

所在地（住所）
 名称（屋号）
 代表者（職・氏名）

印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受け、大口町内事業者休業時支援補助金交付要綱第8条第2項の規定による概算払で受領した同補助金について、事業活動を停止した日数が確定しましたので報告します。

記

1 確定した事業活動を停止した日数

事業活動を停止した日数（A）	日
概算払いを受けた額	円
算定した補助金額 （（A）×10,000円）	円
差 額	円

（添付書類）

- （1）申請（請求）額算定表（様式第2）
- （2）事業活動を停止したことが分かる書類

2 追加交付請求額（日数の確定により追加交付を受ける場合は、記入してください。）

申請（請求）金額	円
----------	---

3 振込先口座（日数の確定により追加交付を受ける場合は、記入してください。）

金融機関コード ・名称					<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 農協
支店コード ・名称					<input type="checkbox"/> 金庫	<input type="checkbox"/> 組合
種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号			<input type="checkbox"/> 本店	<input type="checkbox"/> 支店
口座名義			フリガナ		<input type="checkbox"/> 支所	<input type="checkbox"/> 出張所

※振込先口座は、申請者と同一名義の口座としてください。ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・預金種別・口座番号（通帳見開き下部に記載の7桁の番号）を記入してください。

※この報告書は、追加交付決定した場合は、補助金の請求書として取り扱います。

様式第7（第9条関係）

第 年 月 日
号

様

大口町長



大口町内事業者休業時支援補助金額確定決定通知書

年 月 日付けで報告がありました大口町内事業者休業時支援補助金につきましては、審査の結果、下記のとおり補助金額を確定決定しましたので通知します。

記

1 補助金額決定額

既概算払交付額	
補助金額決定額	
{ 追加交付額 返還額 精算額 }	

様式第8（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

大口町長



大口町内事業者休業時支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した大口町内休業者休業時支援補助金につきましては、大口町内事業者休業時支援補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり取り消します。

この取り消しに伴ない、補助金の返還金が生じたので通知します。

記

1 取消理由

2 補助金返還額
金 円

3 返還期限
令和 年 月 日